平成２１年（フ）第８１３号
京都市北区西賀茂南川上町53番地　ヴィラ太田１階第101号室、開始決定時の住所京都市北区大宮釈迦谷10番地の67
破産者　福田誠一郎
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
京都市中京区西ノ京冷泉町138番地３の139第２冷泉マンション303号室、住民票上の住所京都市中京区富小路通丸太町下る桝屋町326番地
破産者　津田　佳明
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
兵庫県明石市旭が丘２番26号
破産者　足立　義昭
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘３丁目４番10号フィオリーレＡ棟101号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町西岡2326番地の７
破産者　寺野　清司
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
神戸市西区岩岡町印路708番地
破産者　竹本なおみ（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第６５１号
奈良県生駒郡斑鳩町阿波２丁目14番34号、開始決定時の住所奈良県生駒郡斑鳩町龍田西６丁目２番36号　205
破産者　辰己由加利（旧姓村井）
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８５７号
奈良市左京２丁目２番地の２　５―501、申立時の住所奈良市左京２丁目３番地の１ローレルスクエア高の原６―205
破産者　鍛治　隆宏
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１号
東京都豊島区南大塚１―３―19　大塚コーポビアネーズ102号
破産者　渡邊　一弘
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
熊本県人吉市鬼木町1416番地５
破産者　若松　幸雄
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７３号
熊本県人吉市鬼木町1416番地５
破産者　若松クニ子（旧姓遠山）
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１６０号
大分県由布市湯布院町川北894番地59
破産者　溝口　展男
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２１３号
東京都青梅市日向和田２丁目302番地の１
破産者　株式会社キタジマ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６２４号
東京都府中市北山町４丁目10―７
破産者　渡邊　隆正
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０８１号
東京都江戸川区北葛西２丁目22―５
破産者　加曽利　学
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２５３号
宮城県仙台市青葉区中央４丁目７番25―605号
破産者　株式会社ティーエムエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５５９号
東京都台東区東上野５丁目10―６―202
破産者　山岸　健悦
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０５６号
福島県白河市桜町147
破産者　片野儀一郎
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４１２号
東京都板橋区東山町５―４―202、開始決定時の住所東京都板橋区東山町１―５―106
破産者　小野　高男
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部